

質問回答書

令和8年1月16日

「千葉ポートアリーナネーミングライツスポンサー公募」に係る質問がありましたので、以下のとおり回答します。

質問回答書		
件名	千葉ポートアリーナネーミングライツスポンサー公募について	
No.	質問事項	回答
1	「千葉ポートアリーナネーミングライツスポンサー募集要項（以下、募集要項）」5（2）に記載されている愛称掲出対象物ア、イ、ウに加え、「千葉ポートアリーナの概要（以下、概要）」<その他における主な市内名称設置箇所>（1）～（6）が、今回のネーミングライツスポンサーが得られるメリットとして考えて良いのでしょうか。	千葉ポートアリーナの概要3頁「その他における主な市内名称設置箇所」（1）～（6）をスポンサーのメリットとするかは、事業者の判断によるところになります。 なお、敷地外又は本市が設置した看板以外の表示の変更につきましては、募集要項3頁「7 制約・付帯条件（5）」をご参照ください。
2	「募集要項」7(3)に記載されているスポンサーの費用負担の内、『敷地内街の看板等の新設や表示変更』には、上記1のメリットとして挙げられている全ての箇所への看板等の新設費用、名称変更に関する費用が対象となるのでしょうか。（特に「概要」に記載されている（1）～（6）に関する費用もスポンサーの費用負担という意味でしょうか。）	お見込みのとおりです。

3	<p>現在千葉市内にある「千葉マリンスタジアム」の愛称として“ZOZO マリンスタジアム”がありますが、この名称は一般道に設置されている案内標識（青看板）にも表記されておりますが、千葉ポートアリーナのネーミングライツでの愛称掲出場所としては対象ではないのでしょうか。</p> <p>もしくは、「概要」に記載されている“青色案内掲示板”がこれに該当するのでしょうか。（以下画像は例です）</p> 	<p>愛称掲出対象物につきましては、募集要項2頁「5（2）愛称掲出対象物」のア～ウが対象となります。</p> <p>添付いただいた画像例の看板につきましては、本市が提供する権利には含まれません（敷地外又は本市が設置した看板以外の表示の変更については、No. 1の回答のとおり）。</p> <p>なお、千葉ポートアリーナの概要3頁「その他における主な市内名称設置箇所」に示しております「青色案内掲示板」につきましては、以下の画像のとおりです。</p> 
4	<p>申請法人につきまして、設立が2024年3月のため決算書は2期分しかない法人での申請を考えております。</p> <p>それでも問題ないのか、複数社の応募になった場合は上記の部分が選定に影響があるのかを確認したくご確認のほどよろしくお願ひいたします。</p>	<p>法人の設立からの年数につきましては、応募資格として定めておりません。2期分の決算報告書のご提出をお願いいたします。</p> <p>また、選定基準につきましては、募集要項4頁「8 選定方法等（2）選定基準」に記載のとおりでござります。</p>

5	<p>ネーミングライセンスによる資金は、持続可能な施設運営のための財源であると理解しているが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①どのような修繕を実施するか、 ②修繕を実施した際にスポンサー側へ報告はあるのか、 ③スポンサー側から修繕箇所を逆提案することは可能か 	<p>お見込みのとおり、いただいた広告料につきましては、持続可能な施設運営に活用いたします。</p> <p>現時点で、詳細は決まっておりませんが、千葉ポートアリーナにおいて、スポーツ振興に資する修繕を中心に実施してまいります。</p> <p>次に、上記取り組みを実施した際におけるスポンサーへのご報告については、契約締結に当たっての今後の協議事項といたします。</p> <p>最後に、修繕箇所の逆提案をいただくことは可能ですが、実施につきましては、本市において判断いたしますので、予めご了承ください。</p>
6	<p>スポンサーシップの特典として、広告掲出箇所があるが、広告掲出箇所の変更や権益内容をスポンサー側から逆提案することは可能か。</p> <p>また、現状の広告掲出にあたって例えば御影石については上から看板を被せる等、原状回復がしやすいように設置することは可能か。</p>	<p>本公募においては、愛称掲出箇所をはじめとする提供メリットへの逆提案はお受けいたしかねますので、予めご承知おきください。</p> <p>御影石への広告掲出方法につきましては、ご提案いただいた設置方法にてご検討いただくことが可能と考えております。</p> <p>その他の掲出箇所につきましても、契約の締結に関する協議と合わせて、引き続きご相談をお受けいたします。</p>

7	興行日に停電が発生する等、施設内で事故等が発生した場合、千葉市としてはスポンサー企業に対するケアについて、どのような対応を考えているか。	関係法令等の定めに従い、適切に対応いたしますが、詳細につきましては、契約の締結に関する協議により定めるところといたします。
8	現状の施設および設備の状況がわかるような図面や資料を開示していただくことは可能か。	原則として、本市が保有する資料の提供は可能でございます。